



情報ボックス

後期高齢者2000万人時代のケア付きコミュニティを要請 サービス付き高齢者向け住宅の「住所地特例」など認める

厚生労働省が検討会報告書
「都市部の強みを活かした地域包括ケアシステムの構築」を公表

厚生労働省老健局総務課は9月26日、「都市部の高齢化対策に関する検討会」（座長＝大森彌・東京大学名誉教授）が取りまとめた報告書を公表した。

後期高齢者数は、2025年には約2,200万人となる。なかでも、75歳以上高齢者の増加数が上位の「都市部6都府県」（東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、愛知）では、75歳以上高齢者の増加数が約373.4万人となり、全国の増加数約759.2万人の半分程度を抱える。報告書では、都市部には回復期・慢性期の受け皿が少なく、在宅医療・介護の必要性が高いため、川上の医療提供体制の改革と併せて、川下の地域包括ケアの充実が必要と指摘。「都市部の強みを活かした地域包括ケアシステムの構築」に向けては、「都市部は高齢者が狭い地域に集住していることから、高齢者の『住まい』に『介護』『医療』『生活支援』『予防』のサービスを適切に提供し、ケア付きコミュニティを実現することで施設同様の安心感を確保できる」とした上で、「在宅医療・介護を徹底して追求する」「住まいの新たな展開を図る」「地域づくりの観点から介護予防を推進する」「多様なサービスを活用して生活を支える」が必要とした。

「在宅医療・介護を徹底して追求する」では、24時間定期巡回サービス、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、訪問診療、訪問看護等の普及促進、認知症高齢者への早期対応の充実とともに、社会福祉法人による24時間定期巡回サービス等の在宅サービスの促進、事業者間の提携、複数法人間の連携など地域全体での全面的な支援、効果的な人員配置等を要請。さらに、市区町村主体の在宅医療・介護連携の推進、ICTを活用した情報相互共有の環境整備、介護報酬改定を通じた処遇改善の推進、都道府県による広域的・総合的取り組みの推進を求めた。

「住まいの新たな展開を図る」では、多様な住まいの実現、住み替え先としてのサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）・有料老人ホームの整備促進、それらで提供可能な医療・介護サービス（外部サービス含む）に関する情報提供体制の充実、入居者の利益保護のための地方自治体による指導・監督を求め

た。また、立地自治体の保険財政悪化を回避するため、「住所地特例」の対象にサ高住を追加する。ただし、住所地特例を適用した場合も、地域包括ケアの観点から、住所地の地域密着サービスや地域支援事業を使えるようにするなど、現行制度の課題も解決すべきと指摘した。加えて、一斉に高齢化する団地等の改築・再開発の際の医療・介護サービスの提供を組み合わせたまちづくり、急増する「空家」を活用した低所得・低資産の高齢者向けの低廉な住まいの確保・生活支援の推進を求めた。

社会参加等を活かした介護予防や地方への早期の住み替え、 広域型施設の整備数の圏域間調整なども提言

「地域づくりの観点から介護予防を推進する」では、就労や社会参加の推進による介護予防事業や生活支援サービスの担い手づくり、多様な資源を巻き込んだポピュレーションアプローチとしての地域づくり、40・50歳代からの介護予防への備えが重要と指摘し、フィットネスクラブなどの豊富な民間サービスを活かした地域の健康意識の高揚が効果的とした。「多様なサービスを活用して生活を支える」では、多様な生活支援ニーズを満たすさまざまな主体からのサービス提供、民間サービスの最大限の活用（市町村が情報提供を実施）、コーディネーターの配置など、市町村が中心となった支援体制を強化し、互助の取り組みを推進することとした。

一方、「都市部における施設整備等」については、「施設の整備手法の工夫」「広域型施設の整備数の圏域間調整」「地方への早期からの住み替え」などを提案。うち、「広域型施設の整備数の圏域間調整」では、老人福祉圏域ごとの整備が前提としつつ、交通網も発達し圏域を超えた人々の移動が容易という特殊事情を踏まえ、東京都だけは介護保険事業支援計画に明記すれば、都内の圏域（都全体で13圏域）間で特養等の広域型施設の整備数の調整を可能とするとした。杉並区が静岡県南伊豆町との間で検討しているような保養地型特養についても、住民同士のつながり・自治体間連携がある場合にのみ、認める考えを示した。その場合、入所者本人の意思の尊重を大前提とし、家族や地域から切り離されて地方施設への入所を強いられる恐れがあることから、慎重に検討すべきとした。

「施設の整備手法の工夫」では、特養では土地を賃借した整備、またサテライト型の地域密着型特養では建物も賃借で整備可能とされているため、それらの手法を活用するとともに、都市再生機構との連携、未利用公有地や小学校跡地などを用いた施設整備も求められるとした。さらに、民間事業者がマンショ

ンやオフィスビルを建設する際、一部を特養として整備し、買い取る手法を検討するとともに、今後見込まれる建物の建て替え時にこれを促進するため、都市計画、建築等の関係部局との連携の下、容積率緩和制度の活用等の検討を行うことを求めた。

また、「地方への早期からの住み替え」では、健康なうちに移住し、移住先で社会的関係を築きながら歳を重ねるのが望ましいとした。

高齢者人口3,186万人

団塊世代が新たに仲間入りし、4人に1人が高齢者

総務省が敬老の日にちなみ「高齢者の姿」を公表、
団塊世代が高齢者の仲間入り

総務省統計局は9月15日、統計から見たわが国の高齢者の姿について取りまとめた。65歳以上の高齢者人口は3,186万人で、総人口の25.0%に達し、過去最高。前年(3,074万人)と比べ大きく増加したのは、団塊の世代が新たに高齢者の仲間入りをしたため。年齢階級別にみると、70歳以上は2,317万人(総人口の18.2%)で前年と比べ61万人増、75歳以上は1,560万人(同12.3%)で43万人増、80歳以上は930万人(同7.3%)で38万人増となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、高齢者の割合は今後も上昇を続け、平成47年には33.4%に達する。

今年度中に百歳になる高齢者は2万8,169人 前年に比べ2,346人増加

百歳以上高齢者の総数は5万4,397人で女性が87.5%を占める

厚生労働省老健局高齢者支援課は9月13日、今年度中に百歳になる高齢者が平成25年9月1日現在で2万8,169人(前年度比+2,346人)に上ると発表した。百歳以上の高齢者の総数は、年々急速に増え、老人福祉法が制定された昭和38年には全国で153人だったが、昭和56年に1千人、平成10年に1万人、昨年は5万人を突破して、今年は5万4,397人(前年比+3,021人)に達する。このうち女性は、4万7,606人と全体の約87.5%を占める。

入居検討者に高齢者住宅の情報提供を行う 紹介事業社に「不満」、トラブルも発生、仕組み必要

高齢者住宅経営者連絡協議会が初の
「入所者のための紹介事業の実態調査」を実施

高齢者住宅経営者連絡協議会(会長=森川悦明・オリックス・リビング株式会社代表取締役)は5月23日、「入所者のための紹介事業の実態調査」報告書をまとめ、記者会見を行った。同会は、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の経営者が課題改善

を協議し、政策提言を行う任意団体。現在、51法人が加盟。紹介事業とは、サ高住などの高齢者住宅を入居検討者にホームページやパンフレット、施設見学などを通じて紹介し、住宅運営会社から手数料を得る不動産紹介業的な事業。宅建業法に触れる可能性がありながら所管省庁も決まっておらず、トラブルも生じている。

住宅運営会社45社に行った調査では、提携している紹介事業者数は「30～39社」「10社未満」がそれぞれ9社(20%)と最も多く、過去1年間の総成約件数のうち紹介事業者を通じた成約は「20%未満」が33社(75%)、「20%以上40%未満」が9社(20%)だった。「紹介事業者は必要」と回答した住宅運営会社が32社(68%)を占めた一方、22社(55%)が「紹介事業者に不満」と回答。トラブルがあったのは31社(74%)に上った。トラブルの種類は、「(複数の紹介事業者が重複して情報提供を行っていた場合に)他紹介事業者にも手数料を求められた」「成約前の入居検討者へのフォローがなされていない」「見学同行での対応が不十分(3社)などで、紹介事業者への要望には「ネットの情報のみで紹介料を徴収するのは問題」「異業種からの参入が多く、専門知識を持つプロが少ない」「入居検討者の状況を聞きとれていない」などが挙げられた。

同会では、厚生労働省や国土交通省にも結果を照会。厚生労働省からは「紹介する施設の建物情報だけでなく、住まいにおいてどのようなサービスが提供されるのかも理解した上で紹介する必要があるだろう」、また国土交通省からは「ホームページで単に物件情報を掲載したり、貸借希望者等の紹介にとどまる場合は、媒介行為に当たらない。一方で、当事者の間に立って取引条件の交渉・調整契約締結の立会いを行うなど、成約に至る尽力行為を行う場合は、媒介の実態にあると考えられる」などのコメントを得ているという。

ホームページ掲載やファクス送信だけで「入居検討者に情報を提供した」とする紹介事業者も存在する一方で、「医療依存度の高い方向けの特定施設では、病院とのつながりが深い紹介事業者がいれば、効率的。入居者が求める情報を提供できる施設の中身を熟知した紹介事業者が必要だ」と説明に当たった調査委員長の福元均・株式会社木下の介護取締役常務は話した。同会では、「多種多様な高齢者住宅に対し、入居検討者はいずれを選べばいいか迷う」「一般の不動産事業社では説明できない」と紹介事業者の必要性を認めつつも、「情報の入手や提供を可能とする場の創造」が不可欠と指摘している。

(記事提供=株式会社ライフ出版社)



新刊のご案内

平成25年3月刊行

保健所や市町村で公衆衛生活動を実践している保健従事者の方々が、
現場で即時役立つような参考書に！

睡眠公衆衛生学

—睡眠保健活動のためのテキストブック—

大井田 隆・兼板佳孝 編集

～保健所や市町村における公衆衛生活動の現場において、医師、保健師、看護師、栄養士などの保健従事者が、住民に対し、睡眠習慣の改善への保健指導や健康教育を行う際に利用できる学術書です。～

【構成】

1. はじめに
2. 睡眠のしくみ
3. 日本人の睡眠習慣
4. 睡眠と疾病
5. 睡眠と現代社会
6. 睡眠習慣に関する保健活動の推進



A5判 201頁 定価2,800円(税別)

発行 日本公衆衛生協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8
TEL 03-3352-4281 FAX 03-3352-4605 URL <http://www.jpha.or.jp>

《ご注文は、下記にご記入の上、FAXにてお願い致します。》

書籍名	価格(税別)	購入部数
睡眠公衆衛生学	2,800円	部
合計	円	部
(フリガナ) お名前	TEL	
送付先住所 〒	FAX	
請求名	E-mail	
備考欄	見積書・納品書	要・不要

日本公衆衛生協会 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8 TEL03-3352-4281

➡ FAX 03-3352-4605